

慶弔規定（内規）

P T A 会 員 ・ 児 童 慶 弔 に 関 す る こ と

1. 慶事 会員に特別な慶事がある時は、本部役員会で協議の上、慶意を表すことができる。
2. 弔事 (1) 本校会員および本校児童に弔事が生じた場合は、金一封を供えるときともに会員代表が会葬する。
(2) 児童および会員が生活を送る上で、支障をきたす生活等の災害があれば役員会で協議の上、見舞金を贈り見舞いをする。
3. その他 (1) 特別な事項が生じた時は、本部役員会において協議し決定する。
(2) 上記の金一封については、社会通念上の範囲とし、会長が決定する。
(3) 返礼は一切受けない。

附 則

本規定は、平成15年（2003年）5月8日より施行する。